

埼玉県水質管理センター物品銘柄選定検討委員会設置要綱

(令和2年4月1日埼玉県水質管理センター所長決裁)

(趣 旨)

第1条 この要綱は、物品管理要綱の規定に準じて、埼玉県水質管理センターで購入又は賃借する物品に係る仕様及び銘柄選定（以下「銘柄選定等」という。）の事務の適正な執行に当たり必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 購入又は賃借する物品について、銘柄選定等の事務の適正な執行のため、埼玉県水質管理センターに埼玉県水質管理センター物品銘柄選定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第3条 委員会が審議する事項は、「企業局物品銘柄選定検討委員会」が審議する事案を除き、次のとおりとする。

- (1) 固定資産の仕様に関する事。
- (2) 固定資産の例示銘柄に関する事。
- (3) 1件10万円以上100万円未満の案件に係る選定銘柄に関する事。

(組 織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれの職にあるものをこれに充てる。

委員長	所長
副委員長	副所長
委員	担当部長

2 委員長は、委員会を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(運 営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が委員会の審議の議長となる。

- 2 委員会は、委員会を組織する者の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 前項の場合において、職に欠員が生じている場合は、委員の数に含めないものとする。
- 4 委員会の代理出席は認めない。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、審議の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(調査審議)

第7条 委員会は、物品を購入又は賃借する担当グループの担当部長から提出された銘柄選定等に関する資料を基に、品質、性能、価格及び納入実績等に留意して調査

審議するものとする。

2 委員長は、調査審議の結果に基づき、銘柄選定等の決定を行うものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、調査担当が所掌する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

(附 則)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。